

かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録して保育士のお仕事しませんか

保育士就職準備金 貸付のご案内

保育士資格を活用し、神奈川県内の保育所等で活躍いただくことを目的に、

保育士・保育所支援センターでの求職登録・就労支援のうえで

就職のための準備金をお貸しする制度です。

〈貸付対象〉

次の条件をすべて満たす方で、保育所等での勤務は週20時間以上の勤務が必要となります。

- ① 養成施設の卒業から1年以上経過し、保育士登録を行っている者、又は保育士試験の合格後に、保育士登録を行った方。
- ② 施設又は事業所を離職した方、もしくはこれまで勤務経験がない方。
児童福祉法等に規定されている保育所および幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園 など
- ③ かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録※2 後、県内に所在する保育所等に新たに勤務することが決定している方
- ④ 新たに勤務する就業先において2年以上継続して勤務できる方

※1 保育所等の対象従事先一覧は貸付担当までお問合せください。

※2 「求職登録」とは単に求職登録のみならず、かながわ保育士・保育所支援センターとの就労支援等を含めた関わりを指しますのでご留意ください。詳しくは貸付担当までお問合せください。

※3 保育士修学資金貸付をすでに借入している場合については、貸付における就職準備金の加算（他の自治体における同種の貸付金を含む）は対象外となります。

《貸付金額》 200,000円 一人1回限り

《貸付利子》 無利子

かながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録について

- ・本貸付の申請には、かながわ保育士・保育所センターの求職登録が必要となります。
- ・求職登録後、求人情報の提供や就職先の紹介、就職相談会などのご案内や、コーディネーターの就職相談が受けられます。
- ・求職登録はかながわ保育士・保育所支援センターの窓口のほか、就職相談会、「福祉のお仕事」サイトでの登録が可能です。

《お申込み手続きについて》

- 申請手続きは、福祉人材センターに来所いただくことが必要となります。その際に運転免許証など、ご本人確認の書類が必要です。
- この貸付は連帯保証人が必要となります。
- 申請は就労決定時から従事開始後、おおむね1ヶ月以内となります。



《貸付申請に必要な書類》

- ① 保育士就職準備金貸付申請書（様式★）
- ② 内定書等、神奈川県内の保育所等に就職（内定することを証明する書類（就労開始日の記載があるもの）
- ③ 申請者及び連帯保証人の3ヶ月以内の住民票（マイナンバー記載のないもの）
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式★）

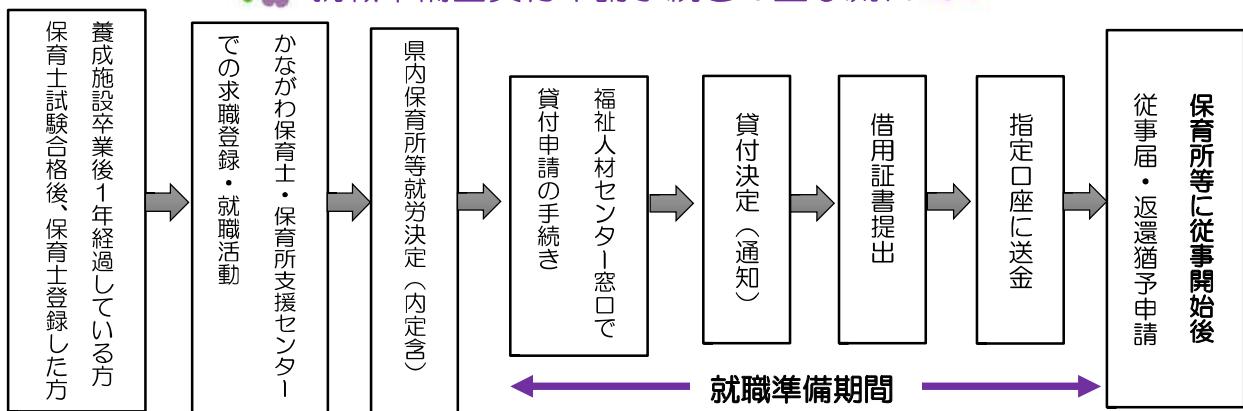
★がついている申請書類は、福祉人材センターにて申請希望者に（求職者等）に窓口でお渡しするほか、送付いたします。

【就職準備金の対象となる用途】

- 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- 保育所等で使用する被服費・保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- 保育所等へ通勤に要する移動用自転車等の購入費・子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- 初回給与までの通勤等の経費・緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- その他、再就職に必要と認められる経費



就職準備金貸付申請手続きの主な流れ



《保育士就職準備金貸付の申請書請求・お問合せ先》

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター 貸付担当

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階

TEL:045-312-4816

受付：月～金（祝祭日・年末年始除く）9:00～12:00/13:00～17:00

